令和5年度第2回埼玉県医療提供施設光熱費等高騰対策支援金申請受付等業務委託 プロポーザル募集要項

1 事業の趣旨

本業務は、依然として高騰している光熱費等により影響を受けている医療提供施設に対して、 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした支援金を交付する県の事業に ついて、申請受付、審査事務等について事業者に委託することにより、支援金を適正かつ円滑 に交付することを目的としている。

委託事業者の選定に当たっては、業務の遂行能力や費用等を総合的に審査するため、提案された企画等について一定の基準で評価選定する公募型プロポーザルを実施する。

2 対象業務

- (1)業務名 令和5年度第2回埼玉県医療提供施設光熱費等高騰対策支援金申請受付等業務
- (2)業務内容 別添仕様書のとおり
- (3)履行期限 令和6年3月29日
- (4) 委託限度額 186,052,785円

(※本業務の契約締結に係る上限額(消費税及び地方消費税を含む)であり、予定価格については、この範囲内で別途算定する。)

3 参加要件(参加者は、次のすべての要件に該当していること。)

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 物品買入等にかかる一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(令和4年埼玉県告示第747号)に基づき、「電算業務(電子計算に関する業務)」及び「催物、映画、広告、その他の業務」に登録し、いずれもA等級に格付された者であること。また、所在地区分が管轄内又は準管轄内であり、かつ企業規模要件が大企業又は中小企業を満たす者であること。
- (3) 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第91条の規定により、埼玉県の一般 競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- (4) 提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日 付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けている者ではないこと。
- (6) 民事再生法による再生手続き開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は破産法の規定による破産手続開始の申立てが行われているものでないこと。
- (7) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納しているものでないこと。
- (8) 過去5年の間に国又は地方公共団体から、補助金・支援金・協力金等の交付等に関する事務局業務を複数回受注し、すべて誠実に履行した実績があること。
- (9)提案仕様書の内容を熟知し十分に理解した上で、本公募型プロポーザルに参加できること。

4 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和5年12月15日(金)午後5時まで

(2) 質問書の提出方法

別添「質問書」(様式5) に記入の上、下記担当あて電子メールで送付すること。電話及び 直接来所による質問には応じない。メールの件名は「令和5年度第2回埼玉県医療提供施設 光熱費等高騰対策支援金申請受付等業務 質問」とすること。

(質問書提出先:保健医療政策課 企画・構想担当 a3510-13@pref.saitama.lg.jp)

(3) 質問に対する回答

質問書を提出した事業者名を伏せた上で、令和5年12月20日(水)までに下記のページに回答を掲載する。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/r5_2_bukkakoutousien_top.html

5 提出書類等

(1) 提出書類等

次の①から⑨の書類を提出すること。

No	提出書類	提出部数
1	参加申込書(様式1)	電子デー
2	企画提案書(様式自由)	夕1部
	A4横、表紙及び目次を除き20ページ以内(10枚以内)	
3	業務工程表(様式自由)	
4	業務実施体制調書(様式2)	
(5)	業務実績調書(様式3)	
6	会社概要書(様式4)	
7	参考見積書(内訳表)(様式自由)	
	委託料の総額のほか、人件費、交通費、印刷費、賃借料等の経費区	
	分の積算が分かるようにすること。	
8	定款の写し及び登記事項証明書の原本(提案日前3カ月以内に発行さ	1部
	れたもの)	
9	法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納	
	税証明書の原本	
	法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書(その	
	3の3)を提出すること。	

(2) 提出方法

提出書類①~⑦については、PDF データを下記あてメールで送信すること。 a3510-13@pref.saitama.lg.jp 提出書類⑧及び⑨は、以下の提出先へ持参又は郵送(書留)すること。

(3) 提出期限

令和5年12月26日(火)午後5時(必着) (※提出後における企画提案書の追加及び変更は認めない)

(4) 提出先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県保健医療部保健医療政策課 企画・構想担当

6 審査及び選定方法

委託先の選定に当たっては、企画提案書等を提出した者が、「埼玉県医療提供施設光熱費等高騰対策支援金申請受付等業務委託候補者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)においてプレゼンテーションを行い、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、評価が最も高かった提案者を委託候補者として選定する。なお、得点が同点である場合は、委員の協議により委託先候補者を決定する。

ただし、その者が著しく社会的信用を損なう等により、本業務を委託するにふさわしくない と認められるときは、次順位の者を委託候補者として選定する。

なお、企画提案書等を提出した者が1者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本事業の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託候補者として選定する。

(1) 選定委員会

①日程等

プレゼンテーション審査は、令和6年1月10日(水)にオンライン(Zoom)で開催する。 URL 及び時間等は企画提案書等を提出した者に文書で通知する。ただし、応募者多数の場合 には、書類で第1次審査を行い、第1次審査の通過者(3者程度)のみに対し、プレゼンテーション審査を実施する。

②内容

提案内容のプレゼンテーション及び質疑応答

③プレゼンテーション時間

1者当たり10分以内でプレゼンテーションを行い、その後、質疑を15分程度行うこととする。ただし、提案者数に応じて変更になる場合があるので、その場合は前述の文書にその旨明記して伝達する。

④出席者

1者につき5回線以内(人数は問わない。)

⑤その他

応募者多数の場合には書類で1次審査を行い、1次審査を通過したものだけプレゼンテーションを行う。第1次審査結果は令和6年1月5日(金)までに通知する。なお、審査及び審査結果についての問合せには応じない。

(2) 選定方法等

- ① 企画提案内容、業務実施体制、見積額等を総合的に勘案し、委託候補者を選定する。
- ② 審査項目及び配点は次のとおりとする。

項目		配点		
I 基本事項				
	1 基本姿勢・考え方			
	・光熱費等高騰が継続している社会的背景や、医療提供施設に対す	5		
	る支援の必要性について理解しているか			
	2 個人情報等の保護・文書の適正な管理			
	・個人情報を取り扱う業務にどのような体制で臨むか			
	・個人情報の管理・チェック体制はどのようなものか	5		
	・業務に関する文書等の管理体制はどのようなものか			
	・郵送された申請書等の電子化はどのように行うのか			
	3 業務の指令・命令、従事者等の管理			
	・現場の従事者への管理体制・責任体制はどのようなものか	5		
	・県のコールセンター業務の従事者としてふさわしい接遇を徹底さ	ο		
	せているか			
	4 危機管理			
	・日常業務における事故防止対策はどのようなものか	5		
	・事故発生時の対応と再発防止策はどのようなものか			
Ⅱ 業務実施				
	1 業務開始時までのスケジュール	10		
	・業務開始時に円滑に業務に臨めるスケジュールか	10		
	2 業務準備・事前研修			
	・業務執行体制を構築する際の規模はどれぐらいか			
	・構築した体制において、どのような役割分担で業務を行うのか	15		
	・電子申請システムの構築をどのように行うのか	15		
	・従事予定者の確保はどのように行うのか			
	・従事予定者への教育体制、内容はどのようなものか			
	3 審査マニュアルの整備			
	・審査業務におけるマニュアルの作成はどのように行うのか	5		
	・作成したマニュアルはどのような体制で更新していくのか			
	4 業務運営・改善			
	・申請受付から審査及び県への支払いデータ提供まで、どのような			
	業務フローで行うのか。またその処理期間はどのぐらいを見込むの	20		
	カゝ。	20		
	・県に対する報告はどのように行うのか			
	・県への質問事項は、どのようにデータベース化するのか。			

		・データベース化した事項は、どのように確認・時点修正を行うの			
		か。また、従事者に対しどのような体制で共有していくのか			
		・業務運営体制の維持、更なるレベル向上をどのように行うのか			
Ш	Ⅲ 類似業務				
		類似業務実績	10		
		・過去5年の履行実績の規模(審査数・従事者数から点数化)	10		
IV 価格					
		見積額	20		

- ③ 選定結果は、選定委員会終了後速やかに文書で通知する。
- ④ 県は、委託候補者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は、当該候補者から見積書を徴収し当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。なお、委託候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は「3 参加要件」を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の者と協議を行う。

7 無効とする参加申込

次の各号のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- (1) 談合その他の不正行為が行われたと認められるもの。
- (2) 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- (3) 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- (4) 指定する提出期限を超えて提出(到達) したもの。
- (5) 委託限度額を超える金額で参考見積書を提出したもの。

8 公募型プロポーザルの停止、中止及び取消し

予算不成立の場合その他緊急等やむを得ない理由により、公募型プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、公募型プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、当該公募型プロポーザルに要した費用を埼玉県に請求することはできない。

9 その他

- (1) 参加申請に係るすべての費用(企画提案書の作成などに要する費用)は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された参加申請に係るすべての書類等については返却しない。

【問合せ先】

埼玉県保健医療部保健医療政策課 企画·構想担当

TEL 048-830-3526

電子メール a3510-13@pref. saitama. lg. jp